

平成28年度 文教委員会資料④

【議案第130号】

スポーツ・文化複合施設整備事業の契約の変更について

資料1 スポーツ・文化複合施設整備事業の契約の変更について

市 民 文 化 局

(平成28年8月31日)

スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について

「スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約」における、事業契約書第79条に、「サービス購入料の支払額については、別紙11に従い改定を行う」とあり、別紙11において、「入札提出書類の提出締切日が属する月の物価変動の指標と、建設工事着工日が属する月の前12カ月の物価変動の指標とを比較し、1.5%を超える変動があった場合、1.5%を超える変動部分について改定を行う」としていることから、平成26年第1回川崎市議会定例会において議決された契約金額を変更するものである。

1 変更金額

契約金額「18,127,552,190円」を「18,291,605,829円」に変更する。

2 変更の内容

(1) サービス購入料A（設計・建設に係る対価）のうち、建設工事業務費

	入札提出書類の提出締切日が属する月の物価指標値 (A)	建設工事着工日が属する月の前12カ月の物価指標平均値 (B)	変動値 (B) / (A)
建築工事費デフレーター	106	109.025	2.85%

$$11,220,600,000 \text{ 円} \times \left(\frac{109.025}{106} - 1.5\% \right) = 11,372,501,518 \text{ 円}$$

(入札時の建設工事業務費) (改定後の建設工事業務費)

	原契約金額	改定後金額	増額分
建設工事業務費	11,220,600,000 円	11,372,501,518 円	151,901,518 円

(2) 改定後のサービス購入料A

$$12,671,699,181 \text{ 円 (入札時のサービス購入料A)} + 151,901,518 \text{ 円 (増額分)}$$

$$= \underline{12,823,600,699} \text{ 円 (改定後のサービス購入料A)}$$

3 改定後のサービス購入料及び契約金額

【改定前】

支払予定年月	サービス購入料A (設計・建設に係る対価)	消費税等相当額	合計
平成 29 年 8 月	12,671,699,181	1,013,735,934	13,685,435,115

支払予定年月	サービス購入料B (開業準備に係る対価)	消費税等相当額	合計
平成 29 年 12 月	124,063,277	9,925,062	133,988,339

支払予定年月	サービス購入料C (運営・維持管理に係る対価)	消費税等相当額	合計
平成 29 年度～39 年度	3,201,624,339	256,129,946	3,457,754,285

支払予定年月	サービス購入料D (光熱水費相当額)	消費税等相当額	合計
平成 29 年度～39 年度	787,383,750	62,990,701	850,374,451

契約金額	18, 127, 552, 190
------	-------------------

【改定後】

支払予定年月	サービス購入料A (設計・建設に係る対価)	消費税等相当額	合計
平成 29 年 8 月	<u>12,823,600,699</u>	<u>1,025,888,055</u>	<u>13,849,488,754</u>

支払予定年月	サービス購入料B (開業準備に係る対価)	消費税等相当額	合計
平成 29 年 12 月	124,063,277	9,925,062	133,988,339

支払予定年月	サービス購入料C (運営・維持管理に係る対価)	消費税等相当額	合計
平成 29 年度～39 年度	3,201,624,339	256,129,946	3,457,754,285

支払予定年月	サービス購入料D (光熱水費相当額)	消費税等相当額	合計
平成 29 年度～39 年度	787,383,750	62,990,701	850,374,451

契約金額	<u>18, 291, 605, 829</u>
------	---------------------------------